

平成23年第1回潟上市議会定例会会議録（6日目）

○開 議 平成23年3月16日 午後 1：30

○閉 会 午後 3：46

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 ・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿
追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博	幼 児 教 育 課 長 小 玉 隆

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成23年第1回潟上市議会定例会日程表（第6号）

平成23年3月16日（6日目）午後1時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 行政報告

日程第 3 議案 第39号 潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例制定について

午後 1時30分 開議

○議長（千田正英） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長より諸般の報告を致します。

去る11日、議案第39号、潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例制定についての提案理由の説明中に発生しました地震により、急きょ、本定例会を散会といたしましたので、本日改めまして提出者から提案理由と議案に付されました意見書の説明を行い、議案質疑は条例制定請求者の意見を述べられた後に行うことと致しますので、宜しくお願い致します。

なお、皆様のお手元に本日意見陳述を行います「明るい潟上市を創る会」からの市当局へ、条例案とともに提出された条例制定の要旨をお配りしてあります。これは2月25日に告示し、各庁舎の掲示板に掲示されているものであります。本日は、審査の参考資料としてお配りしたものでありますので、宜しくお願い致します。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第2、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第2、行政報告を行います。

市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 東北地方太平洋沖地震への対応等について申し上げます。

3月11日、午後2時46分頃に発生した三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の国内観測史上最大の巨大地震は、各地に甚大な被害と多数の死傷者、行方不明者をもたらす結果となっています。

冒頭に、被災者の皆様に慎んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧されるようお祈り申し上げます。

議員各位には、ご承知のとおり、この度の地震は、市議会定例会本会議中の出来事であり、発生当時に幹部職員が揃っていたことから、すぐに対応策を検討し、午後3時5分に「警戒部（第1動員）」を設置し、情報収集に当たりました。検討に当たっては、

緊急性を感じて参集された正・副議長ならびに消防団正・副団長にも加わっていただいております。

余震の続く中、秋田および能代火力発電所の復旧に長時間かかることも予想され、3月12日には部長会議を開催し、午前9時に副市長を本部長とする「警戒本部（第2動員）」に切り替え、停電の長期化に伴う給水や避難場所の確保等について協議し、その対策に努めました。また、電気とともに重要なライフラインである上水道については、昭和・飯田川の約3,500世帯が一時的に断水したほか、天王、江川、大崎を中心とした自家給水家庭についても、停電により長時間にわたり断水となりました。

地震発生の日によりやく電気が復旧しましたが、水道については濁りと水圧の回復にはさらに時間を要しました。それ以外の被害がなかったことから、3月13日に部長会議を招集し、午前9時に「警戒部（第1動員）」に変更しましたが、今後も気象庁情報では余震が予想されることから、不測の事態に対応できるよう警戒部については当面の間、体制を継続してまいります。

地震発生後から自主防災組織も天王地区では江川、出戸新町、飯田川地区では羽立2区、駅前・飯塚下の合計4カ所で支援活動を行うほか、各地域でも自主的な活動が見られ、まさに「協働のまちづくり」が実践されていることは心強いものであり、ありがたいことでありました。

3月とはいえ朝晩の寒さがまだ厳しいこの時期に、長時間の停電と一部上水道の断水が発生した以外、ライフライン等の被害はありませんでした。

今回の地震の発生時には、すべての幹部職員が一同に揃っていたため、短時間に危機管理体制をとることができたものでありますが、これが通常の3庁舎に分散した状態で、仮に地震が発生していた場合、初動の対応や連絡調整などで1カ所に集合するまでには、移動をあわせると相当の時間を要したものと思っております。

また、今回のように地震発生時に電話回線が不通となってしまうと、相互の連絡には相当な困難を極めることが予想され、さらに、被害状況によっては1カ所に集まることさえできない事態も起こり得ます。分庁方式では、このように意思決定がおくれ、市民の救援や情報提供ができない状態が続くことは、危機管理体制の面で最も懸念されるものであり、まさに現分庁方式のデメリットを改めて見せつけられた思いでありました。

また、長期の停電により3庁舎ともに非常及び仮設電源で対応しましたが、昭和・飯田川庁舎においては、電気暖房等を補うだけの電力を得られないため、緊急的な住民の

一部避難場所としての対応もならず、余震が続く中で職員は寒さと対峙しながら劣悪な条件下での対応が求められ、さらに電気通信網の遮断された中では分庁方式の災害対応の脆さを感じたところであります。

災害はいつ発生するかわかりません。危機管理体制の確立は、市民の生命・財産に直接かかわる最重要問題です。今回の地震を対岸の火事とせず、本庁舎の建設推進は言うにおよばず、喫緊の課題と改めてとらえ、引き続き議会、市民の皆さんと対話・協議を重ねながら進めてまいりますので、議員各位にも宜しくお願い申し上げます。

次に、教育委員会の対応について報告いたします。

小中学校・幼稚園・保育園は14日はいずれも休校・休園としました。各小学校の卒業式は予定どおり行っております。15日以降については、小中学校・幼稚園は18日まで午前中で終了、保育園は通常どおり開園しております。

また、若竹幼児教育センターの卒園式は17日に延期し、追分保育園の竣工式は、外構工事完成後に行うこととしております。

次に、燃料や電力の供給不足について報告致します。

重油、灯油、ガソリンといった燃料が供給不足となっており、各スタンドでは燃料の供給見通しが立っていないことから、職員には通勤・出張等での車の自粛をはじめ、不要不急の自動車利用は控えるように指示しております。

また、東北電力株式会社から、電力の供給が追いつかないため、地域ごとに順番に電力供給をストップする「計画停電（輪番停電）」を3月16日から18日の3日間実施するとの説明がありました。対象は、地震の被害が比較的小さかった八戸周辺を除く青森と秋田、山形、新潟の4県で、潟上市は第8グループとして3月17日午後5時から午後8時までの3時間の計画であります。これに伴い、本市の窓口業務については、住基システムが使用できなくなることから、午後4時30分で終了することといたします。これらについては、防災無線等で周知してまいります。

本市における節電対応については、庁舎等の照明や電気機器の使用を控えるなどの徹底を図ります。具体的には、社会教育施設の夜間利用制限と昭和プラザの湯や飯田川保健福祉センターの風呂についても、当面の間、休業するなど燃料の節制に努めております。そのほかグリーンランドのスカイタワーのライトアップとエレベーターの運用を停止、天王温泉「くらら」においては、営業時間を午後8時で終了しております。市民の皆様からは、事情をご理解の上、ご協力くださるようお願い致します。

バスの運行については、3月16日から当分の間、秋田中央交通路線バスが間引き運行となることから、本市マイタウンバスにおいて乗車率の多い便のみとし、運行回数を減じてまいります。ご利用の方には多大なご不便をおかけしますが、ご協力をお願い致します。

なお、燃料の供給や物流が停滞しており、市発注の完成間近の事業も影響を受けております。契約総額は約4億5,000万円ですが、そのうちの相当数の事業について年度内の完成が危惧され、事故繰越の可能性のあることから、その際には改めて報告させていただきますので、宜しくご理解願います。

最後に、被災地への支援物資の提供について報告いたします。

秋田・岩手の北東北の国道13号、46号および106号の周辺市町村の交流連携を目的とした「秋田・岩手地域連携軸推進協議会」の構成8市町村では、平成20年度に大規模災害時における相互援助協定を提携しております。この度の震災について、協定に基づき構成市町村と検討した結果、秋田県側で構成する潟上市、秋田市、仙北市、大仙市の4市で独自支援する運びとなりました。岩手県側で特に被害の大きかった宮古市から出された要請リストの中から、潟上市が提供できる物資として毛布200枚、災害備蓄用カーペット50枚などを3月15日に仙北市を經由し、本日、宮古市へ向け輸送しております。

東北地方太平洋側の地域の災害復興には、長期にわたる支援が必要と推測されますので、市民からの支援物資受け入れ等、復興支援の方策については今後検討し、周知してまいります。

以上で、この度の地震に対する状況報告と致します。

○議長（千田正英） これで行政報告を終わります。

【日程第3、議案第39号 潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例制定について】

○議長（千田正英） 日程第3、議案第39号、潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第39号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、第1回潟上市議会定例会提出追加議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願い致します。

議案第39号、潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例制定についてでございます。

地方自治法第74条第3項の規定に基づき、潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例について、別紙のとおり意見をつけて議会に付議する。

平成23年3月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、地方自治法第74条第1項の規定に基づく、潟上市新本庁舎に関する住民投票条例の請求を平成23年2月24日付で受理したので、同条第3項の規定に基づき意見をつけて当該請求に添えられた条例案を議会に付議するものでございます。

なお、議案書の2ページ、3ページの潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例(案)につきましては、条例制定請求代表者から提出された原案のとおり議会に付議するものでありますので、申し添え、説明を終わります。

○議長(千田正英) 続いて、石川市長から意見書について説明を求めます。石川市長。

○市長(石川光男) 地方自治法第74条第3項の規定に基づく意見書。

潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例制定請求書が、請求者代表佐々木俊則氏および菅原 勉氏からありましたので、地方自治法第74条第3項の規定により意見を申し述べます。

新庁舎の建設につきましては、合併協議会での協定事項であり、住民の利便性や事務の効率化を考慮して、新庁舎を建設するまでの緊急避難的措置とした現在の分庁方式が抱える問題点を解消する、まさに重要な課題です。

市民の皆さんから負託を受けて選出された議員による市議会においても、庁舎建設調査検討特別委員会を設置し、約半年の時間をかけて議会として客観的な資料に基づき正しく判断するための調査・研究を行っていただいております。

平成22年11月30日の潟上市議会定例会において、その庁舎建設調査検討特別委員会の最終報告がなされ、あわせて平成22年6月に提出されておりました「新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書」が採決の結果、不採択が16名、採択が3名で不採択となっております。請求代表者は、この潟上市議会の決定について、「民意が反映されていない」と主張して今回の署名活動を行いました。それは潟上市議会の決定を否定し、ひいては民主主義を否定するものと思っております。

このように議会による議論を通じての決定は、民主主義的方法にのっとり行われた適切なものであると認識しております。

また、新庁舎建設にかかわる予算については、1月25日の潟上市議会臨時会で予算案修正動議の理由、「第三者機関を設置して市民の意見を聞く必要がある」との議会の意

見を受け、新庁舎候補地選定委員会と現庁舎等利活用検討委員会にかかわる費用を当初予算に計上しております。

以上のように、新庁舎建設は本市の重要な課題であることに加え、議会の意思が明確となったことから、潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例案につきましては、制定の必要がないと考えております。

以下、所見および立法的見解を申し上げます。

私にとりまして合併協定は、合併前の旧3町議会において議決された重要な約束事です。合併協定の各項目に合意し、協定書調印に至るまでの旧3町の町長、町議会議員、そして町民の皆さんの心情を思うにつけ、その意思を尊重し、協定に沿ったまちづくりが潟上市初代市長に選出された私に課せられた使命だと考えております。

この協定の中で新庁舎の建設の位置は、旧昭和町・飯田川町の住民の利便性を考慮した旧天王町地内との確認がなされております。

また、分庁舎方式は、あくまでも新庁舎を建設するまでの緊急避難的な措置として確認されたものです。

何度も申し上げますが、分庁舎方式で最も負担を課せられるのは、利用の用件によって庁舎間を移動しなければならない市民の皆さんです。特に交通手段を持たない方にとりましては、大きな負担となっているものと痛切に感じております。

また、職員も会議や決裁のために庁舎間を移動しております。その移動時間を執務に充てて、少しでも市民の皆様のために還元してほしいと切に願っておりますし、本市のように東西約20キロメートル、南北約13キロメートルのコンパクトな自治体に複数の庁舎があるということは、行政のスリム化・効率化を目指した合併の意義に反し、現状は乖離していることであり、憂慮しております。

加えて、懸念されるのは、部局横断的に迅速な対応が求められる災害発生時の対応です。現在でも危機管理には不備のないよう体制を整えておりますが、分庁舎方式では本庁舎方式に比べ、全庁的な指示伝達などの初動体制に影響が出ることが危惧されております。危機管理は災害などが起こってからではなく、起きる前にどれだけの体制と準備が整っているかが重要になります。市民の皆さんの生命と財産、健康と安全などに直結することであり、万全を期すために危機的管理機能を十分に果たせる本庁舎が可能な限り早期に必要だと強く感じております。

市民の皆さんには、これまで随時庁舎建設に関する情報について、市広報やホーム

ページなどを活用してお知らせしてまいりました。特に平成23年1月号では、「新庁舎建設について」という特集号を発行し、全戸配布をしております。庁舎建設に係る経緯・計画がここに記載されております。今後も途中経過や決定事項を積極的に情報開示しながら、本格的に庁舎建設に取り組んでまいり所存であります。

住民投票制度につきましては、自治体の抱える課題や問題などについて市民の皆さんの意思を知る、または証明する手段として、その制度の持つ役割は高いと認識しており、住民投票制度そのものを否定するものではありません。この度、新本庁舎建設に関する住民投票条例を直接請求制度によって請求された市民の皆さんの有効署名数が法定数の579名を超え1,616名ありました事実は厳粛に受け止めたいと考えております。

しかし、新庁舎建設に関する事柄は、これまで慎重に時間をかけて市議会に諮り、自治会長会議で報告するなどの手順を踏まえて取り組んできたものであることから、新庁舎建設に関し、住民投票の実施は必要ないと判断しております。

今後も市民の皆さんや議会に対し、より一層の情報の公開や説明の機会を設けることにお約束致します。市民の皆様には、議員の皆様には、厳正なるご審議、そして賢明なご決定を賜りますよう、宜しくお願い致します。

なお、直接請求にてご提案いただいた条例案でございますが、意図的かどうか定かではありませんが、住民投票の成立要件として重要な、投票率に関する規定が見当たりません。将来の潟上市にとって重大な決定事項と考えるに、民意の反映という点から住民投票が成立するための最低投票率の条文を設ける必要があると思われれます。私は直近の市議会議員一般選挙同等の投票率68%程度を一つの目安と考えております。

また、投票用紙の丸の記号のつけ方について、第11条、投票の方法に規定する方法と第14条、無効投票に規定する方法とが異なっておりますので、整合させる必要があります。

その他、条例とするに当たりましては別紙のとおり字句の誤りの修正など立法的な整理が必要な箇所があると考えておりますので申し添えます。

最後に、仮に住民投票を実施する場合、投票日までにかかる準備日数は50日程度が必要であり、また、市単独の投票を行うには1,200万円から1,300万円の経費を要すると潟上市選挙管理委員会の報告を受けております。

平成23年3月8日 潟上市長 石川光男

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

次に、議案第39号については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に

意見を述べる機会を与えることになっていきますので、条例制定請求代表者による意見陳述を行います。

意見を述べる代表者は2名です。なお、一人ずつ議場に入場していただきますので、代表者が入場されるまで、暫時休憩致します。

午後 1時53分 休憩

.....

午後 1時54分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

それでは、最初に、条例制定請求代表者の佐々木俊則さんに意見陳述をお願い致します。佐々木さん、お願いします。

○佐々木俊則 飯田川の佐々木です。これから、菅原さんと二人で意見陳述を行うわけですが、潟上市の将来にかかわる重要な案件でありますので、私たち二人の陳述の中身を多くの方々にご理解いただき、今後に活用されますことを期待するとともに、本日の案件は全県的に注目されていることを申し添え、本文に入ります。

はじめに、去る11日発生致しました東日本大震災で亡くなられました方々にご冥福をお祈り致します。また、被災した皆様には、衷心よりお見舞い申し上げるとともに、早期復興に向かって努力くださるようご祈念申し上げるものであります。

さて、この度の住民投票制定に関し意見を申し述べたいと思います。

3町合併により潟上市が誕生して早6年を経過しようとしております。過ぎたる6年を検証するに当たり、いろいろな角度からその意見は多様であります。

まずはじめに、広報かたがみで合併当時の地区別の住民一人当たりの借金を掲載することに何の意味があるのか理解できません。

また、合併して良かったと思う人より、地区別に多少の違いはありますが、署名活動を行ってみて感じたことは、昭和・飯田川地区からの声は一様に不満の声が多く、悲痛な叫びにも聞こえましたこと、まずもって申し上げておきます。

日頃よりそれらの意見をくみ取れなかった当局に、その責任の一端があるはずです。組織を大きくしたときは、必ずといって弊害が生じるものであり、それらに対しては議論を重ね、早めに対応することが常套手段かと思えます。長いものにまかれるとか、吸収合併とかの話がちまたに流れていること自体、感情を大きく害することであり、市長の言う心の合併に水を差している状態です。

この度、私たちが異論をとなえた新本庁舎建設案に関して市民から聞かされることは、今日までの説明は一方的で、かつ強行すぎて、誰のための庁舎か理解できません。C点との位置づけも強引すぎです。また、それに係る費用を含め、周辺の整備計画に対する費用等も説明が一切なされないまま、合併協議会での決定事項、建設ありきを強調されていることへの疑義であります。昭和・飯田川の住民には「おらほの役場」として通いなれた場所が最も利便性が高いわけであり、縮小されるとか地盤軟弱で庁舎活用とするには不向きとした昭和庁舎を子ども園に計画するなどは、言語同断ではないでしょうか。

また一方、豊川小学校に関しても愛着心があり、それが話し合いもなく消えるかなどとなれば、市当局の考えを理解できないのが当然であります。地域崩壊はしないでくださいと強く申します。

また、県内の合併市町の庁舎建設に関しては、潟上市以外はどこも慎重であり、住民の利便性や経費の面で、無理をしないように検討しているものと見受けられます。国の借金は増えるばかりで、地方交付金もさらに厳しさを増すものと予測されます。少子高齢化の加速、経済不況から抜けきれない今日、基本の税収が減額に転ずる可能性が大きい中で無理をしないでほしいものです。

また、高齢化に対応した利便を考えることが行政の使命であると考えます。弱者救済こそ福祉政策の基本であり、10年、20年後を見据えた行政であってほしいと念願致すものであります。

署名者の心は、それらに呼応してのことであり、悲痛な叫びと受けとめてください。

また、地区住民の感情は、愛着心と誇りが一気に払拭されるという不満と、その進め方がちぐはぐであることへの不信であります。「おらほの役場」、「おらほの小学校」と、長い間通いなれた場所であり、庁舎は庁舎として十分活用・利用できるのと思うのは当然のことです。さらに、要旨に記したように天王庁舎は早急に適切な敷地に同規模程度で改築し、天王地区市民の利便を図ってください。私たちが提案したことが予算投入の少ない方法であり、特例債の利用は今後の市発展計画と市民生活に密着した事業計画を立て、市民より異議の出ない綿密な事業実施のために利用することを望みます。

市は今日まで庁舎に関する市民の意見を十分聞いておらないわけでありますから、住民投票こそ、それに代わる方法と理解していただきたいのであります。

議員各位におかれましては、議会が機能を果たしていないなどとしての直接請求では

なく、市民の悲痛な声が私たちを動かしたとご理解いただき、条例の制定をご可決して下さるようお願い申し上げます。

最後になりますが、連日の地震被害状況を見聞しております。それに対し、国の対応の甘さばかりが目立ち、借金大国日本が沈没してしまうのではないかと感じているのは私だけではないでしょう。もし、この地震が秋田沖に起きたらどんな被害を被るのかと思うと想像が付きません。住民のための政治が問われる今日、無理・無駄をなくし、危機管理体制を構築致すとともに、住みよいまち、住んでよかったまちづくりを目標とした政治行政が政治家の使命であると思います。

以上で、私の意見陳述と致します。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（千田正英） 佐々木俊則さん、ありがとうございました。ご退場をお願いします。

（佐々木俊則氏 退場）

○議長（千田正英） 次に、菅原 勉さんに議場に入場していただきます。

（菅原 勉氏 入場）

○議長（千田正英） それでは菅原 勉さん、意見陳述をお願いします。

○菅原 勉 6年ぶりの議会ということで、非常に緊張しておりますけれども、質問させていただきます。

はじめに、この度の東日本大震災に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く復興されますことをご祈念申し上げます。

また、議会中、貴重な時間を私たちに発言の機会を与えてくださったことに対し、深く御礼を申し上げるものであります。

平成17年3月22日天王・昭和・飯田川の旧3町が合併し、当潟上市が誕生して早6年を迎えました。市長をはじめ職員、市議会の皆様に大変ご難儀おかけ致していることに対し、市民の一人として深く感謝申し上げます。

この度、潟上の新本庁舎建設に関し、皆様には多大なご心労をおかけしていることに対し、この課題が、いかに重大な問題であるかご理解いただきたい。私たちの住民投票条例の請求に対し、市長さんは、市議会の決定を否定し、民主主義を否定するものと説明されているのであります。また、住民投票条例の制定は不要との考えを伺いました。これについて私の意見を申し上げます。

第1点めは、市長さんのご意見と法的外見解の中で、合併協定により合意事項に沿った

まちづくりが初代市長としての使命であり、分庁方式は新本庁舎建設までの避難的措置であり、高齢者や庁舎間を移動する職員の時間的無駄が多い。さらには、災害発生時における初動対応が危惧されており、万全を期すためにも早期に建設が必要と述べておりますが、この考え方について、私は現在の世相と合併当時の社会情勢との変化を全く考えようとし、独善的なものと思います。

市長の使命は、市民の安全・安心した生活を守ることと考えます。市当局も当市も合併以来5年間で1,371人も人口が減少しており、特に若者の就業先の確保、企業誘致、高齢者の生活支援、市営住宅の早期改築、さらには日常生活に必要な不可欠なクリーンセンターの建設は、急務に早急に取り組むべき事項であると推察しております。

次に、分庁舎方式の不便さについての問題点は、合併以来全く対応しなかったと言える行政当局の失態ではないでしょうか。もっと早く巡回バスなどのいろいろな対応ができたのではなかったでしょうか。すべて庁舎を建てるための、基金を作るためにこういう状態に迫りやってきましたのであります。

また、庁舎間の職員の移動に関する時間的な無駄は東西20キロメートル、南北13キロメートルとありますが、国道101号線を活用すれば、わずか10キロメートル程度の移動で、書類など等のことはファックス、インターネット、その他の応用で十分解消できることも多いはずであります。

災害発生時の対応については、職員への連絡は全職員の携帯電話の活用で瞬時に連絡は可能であります、今は。

市長のご所見は、新本庁舎を建設するための理由づくりのように思えてなりません。

第3に、市長さんは合併特例債の活用を今もらわなければ損するとの発言であります。皆さんも知っているように、国が推進した合併当時の国の税収は約53兆円ほどありました。年々増加する赤字国債の解消の政策の一つとして、強力に合併を推進した。その目玉の政策の一つが、合併後10年間交付する特例債であります。合併しなければ毎年1.4%ずつの減額をすとのムチを与え、そしてアメとムチを使つての政策により、約全国3,200ありました市町村が現在は約1,830であります。このように減少したにもかかわらず、ここ数年、アメリカの不況等により国の税収は年々減少し、40兆円ほどになり、そのため国は毎年42兆円ほどの赤字国債を発行し続けているのが現状であります。

財務省統計では、21年度末で862兆円、年利で21兆円であります。22年度末で916兆円、さらに23年度末には997兆円、年利にして24兆3,000億円と予測されます。これは国民一

人当たり約800万円の借金となります。

市長さんはこの現状を考えず、安易に、さらに国に赤字国債を求める特例債を国からもらえるお金と考えておられことは、ちょうど冬山に登山する、強行することと同じではないでしょうか。山は条件を整えばいつでも登頂できます。今は、勇気ある撤退も必要と思います。

また、大変な失礼な表現であります。特例債を過信することは、今回の福島原発の事故と非常に類似しており、危険なことと思います。なぜならば、借りた借金は市民・国民に死の灰となって降り注ぐのであります。

私は、市長がおっしゃる使命とは、公人であるならば市民の幸福を最優先し、そのために命を使うことではないかと思えます。また、市民を権力と考える人もおります。権力欲は、それは行政を行使する人の理性と品格により左右されるものと考えます。重大な結果をもたらすものであります。

最後に、議員各位の懸命なるご判断で、あくまでも市民に信頼される議会活動を通し、市民、市長と両輪となって、この重大な使命を果たしていただきたいと切望するものであります。今回、本会議にご提出されている住民投票条例を制定されますよう重ねてお願いし、私の意見とさせていただきます。

長時間、大変にありがとうございました。

○議長（千田正英） 菅原 勉さん、ありがとうございました。

（菅原 勉氏 退場）

○議長（千田正英） 以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） ただいま、冒頭に石川市長から意見を付して今回の住民投票条例案の提案がなされました。それに対して今回、条例の制定を求めている佐々木さんと、今、菅原さん、お二方から陳述をいただいたわけでありまして。

今、冒頭に申し上げておきますけれども、それぞれ受けとめ方、いろいろあるかと思えますけれども、非常に一方的なお二方の意見陳述であったなど。本来、住民投票、庁舎建設に対する住民投票を求めているという本旨から、かなり離れた石川市政に対する批判のオンパレードというような受けとめ方を私は致しました。これもまた自治法にのっとってのルールとすれば、致し方がないのかなというふうなことで、今むしろ私は理解に苦しむ心境でいっぱいでありまして。それを前提にひとつ提案者であります市当局にご

質問を三、四点致しますので、どうぞお答えをいただきたいと思います。

まず、市長の意見陳述書、それからただいまの陳述者の資料として、参考資料として私どもに配付いただいております「潟上市の新本庁舎建設に関する住民投票に関する条例制定の要旨」、これ、議会議員の皆さんにも配付されておるとは思いますけれども、いわば住民投票設置条例というものを求めてくる、それに対する佐々木さん側の意見、理由ととらえていいものだと思います。それに5点、1から5まで、その、なぜ今自分たちは条例の制定を求めていくのかということ、これを5点におおまかに分けてここに記されております。これと石川市長が提案の理由の中で、意見書を付して今、我々どもに提案しておるわけですが、それを比較対象して、今ご質問をさせていただきます。

まず第1点は、今回、1,616名の住民請求の住民が署名をしております。これは潟上市の全有権者の6%弱に当たります。6%弱であります。この数字は、全体の6%弱の数字は、提案者であります石川市長がどのようなとらえ方、どのような判断をされておるのか、潟上市市民の総意というふうな形でとらえているのかどうかということが第1点であります。市長の意見書の中でも最大限尊重はするという抽象的な表現はありますが、もう少し具体的に全有権者の6%弱の1,616名というこの人数、数字を、市民の総体的民意というふうにとらえているのか、これに対するご所見をまず第1点めいただきます。

次に、2つめの質問であります。

2つめは、今回の署名者の中で、1,616名おるわけですが、先ほど市長も申されました。それから、陳述されましたお二方も申されましたけれども、その地区ごとに、いわゆる旧町単位で昭和・飯田川・天王それぞれ1,616名をさらに地区ごとに分類した場合、天王はどれぐらいいるのか、何人おるのか、昭和に何人おるのか、飯田川に何人おるのか、市全体の発展という視点で物事をとらえる場合、私どもはこの後、意思表示をするわけですが、どれだけ市全体の中でのこの直接請求なのかという大事なポイントになりますので、天王・昭和・飯田川のそれぞれの署名された人数の分類をお示しをいただきたい、これが2つめです。

3つめ、5つの提案、先ほど申し上げましたけれども5つの提案と、今日、傍聴者もおりますけれども、1つは、第1庁舎というのは天王庁舎の代わりに天王町の公民館、あの周辺を整理して新たな庁舎を建てたらどうかというような理由づけであります。そして公民館と合築したらどうかと、合わせて建てなさいと、こういう提案であります。

2つめは、飯田川庁舎は教育委員会と、それからその2階は図書館に活用したらどうかという提案であります。3つめは、この昭和庁舎を第2庁舎として、さらにまた追分の出張所を拡充して使用したらどうかと、これが3つめです。4つめが二田保育園、それから天王幼稚園と統合して、いわゆる改築して庁舎用地を広くしたらどうかと、いわゆる今の二田保育園というものを解体して、あそこら全体を用地を広くして天王庁舎を建てたらどうかという提案と、これ連動してきます。これが4つめです。それから5つめは旧3町一体感の持つことのできる幹線街路網の整備、いわゆるその旧3町が一元化できるような、一体化できるような幹線の道路の整備をなさいと。これが住民側の5つの提案ということになるわけですが、この5つの提案というものを前提にもの考えたときに、私はこれ、先ほど菅原さんの陳述の中で、一番その経費を安く、無駄のないやる方法だというふうなこともありましたが、実際この5つの提案を実施した場合、政策として実施した場合において、どれぐらいのやはり財政出動というものが必要になってくるのか、これは非常に大事な要素でありますから、このことについて恐らく正確にはできませんが、おおむねどれぐらい見込まれるのか。もし、どうしてもはじき出せないというならば、この提案というものは、いわゆる一般的な行政の提案というものの提案に値するかどうか、あるいはまた、この5つの提案というものは検討にする余地があるかどうか、ここらも含めてご見解をいただきたいと思います。これは、何回も申し上げますけれども、この条例制定の私どもが意思表示をする決定的な前提条件、判断材料になりますので、できる限りひとつ当局から具体的にお答えいただきたいと思います。これが、3つめの質問であります。

4つめです。

この5つの提案というのは先ほど申し上げましたとおりでありますけれども、おおよそこの、先ほどもちょっと触れましたけれども予算が幾らかかるかということ、それから、そのうち合併特例債の活用可能な部分、対象額というのはどれくらい見込まれるのか。一方、反対に自主財源というのは、そうすればどれぐらいの持ち出しが必要とってくるのか。これによって、合併特例債、それから自主財源の持ち出しということで、全体的な5つの提案の総体的な財政出動に対する総量が出てくるだろうというふうに推察しますので、この点をお答えいただきたいと思います。

それから最後になりますけれども、今、当局が進めようとしておる新庁舎建設、おおよそ30億と、こう言われております。環境整備も含めて、周辺整備も含めて。この財政

出動と、今、住民側が団体が請求、提案しているこの5つのポイントで政策展開した場合、比較検討した場合、どちらがしからば財政負担量が多いのか少ないのか、ここらも正確に出すのは恐らく大変難しいと思いますので、おおむねで結構でありますから、ここでお示しをいただきたい。

以上が私の質問であります。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 17番堀井さんの質問にお答えします。

まず、1点めの1,616人のうちの6%弱、これがどのようにとらえているかと。

その前に、尊重すると言ったのは、法そのものは尊重するという意味でございます。

私は弁護士と相談する前の原稿を今ここに持っております。「提出されました署名簿の有効署名は、市全体の有権者数2万8,944名に対し1,616名、率にして5.58%でありましたが、中でも天王地区にお住まいの方の有効署名は26名、率にして0.09%と著しく少なく、潟上市市民全体の、まさしく民意と言えるか疑問であります。」と、こう書いたのを、弁護士と相談したら、この表現は差別になる、結局は差別になるということでカットした経緯があります。0.09%。ちなみに昭和と飯田川も出しておりますので申し上げますと、天王は0.09%、それから昭和は2.55%、飯田川は2.94%、こういう数字が出ております。したがって、1番めの質問については疑問があると、民意と言うには。

それから、2つめの市全体のことも今申し上げましたのでいいと思いますが、2つめの質問、市全体としてのこの旧3町の、何というか投票の率というものはわかりますと。

人数は、天王は26名、それから昭和が739人、飯田川は851名、全体で1,616名と。

3番、4番については、はっきり言って私は意見書でも申し上げましたが、必要ないと、この条例は。ないから検討もしていませんし、データも出しておりません。特例債についてのご質問がありましたけれども、一別して1、2、3、ましてデータを出すにしても天王庁舎をどのような規模にするのか、あるいは公民館をどのような規模にするのかさっぱり見えていませんので、データが出せません。それから、飯田川庁舎は教育委員会、2階は図書館とすると。この図書館のデータ、規模、それらもさっぱりわかりませんので積算の方法がないのです、ここで。

3番目は、昭和庁舎は第2庁舎として、追分出張所を充実してできると。はっきり言って、この1、2、3については合併特例債の対象にならないと、こう思います。ただし、4番目の二田保育園は天王幼稚園と統合してと、この統合の分については、今、

幼保一体ということで特例債を使っていますので、これは該当になると思います。

それから、4番目の道路についても該当になると思います、現段階では。

したがって何度も申し上げますが、規模とか、それから面積とか、そういうようなデータがないので積算の方法がないということです。比較も、したがってできないということです。

○議長（千田正英） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（堀井克見） 市長、よくわかりました。

同じく私も唐突な質問でありますから、なかなか市長をはじめ当局としても、まさしくこういう場面、場所でありますから、本会議場でありますので、正確を期した答弁をするとするならば、今のご答弁がぎりぎりかなということで、私も理解というか、理解せざるを得ないなということであります。

ただ、わかったことは、私が申し上げた署名、いわゆる有権者の6%弱、あるいはこれが実際の民意であるのかという市長としての判断は、甚だ疑問であると。法律としてはそれを尊重しますけれども、人数1,616人というのは市民の総意かどうかというのは疑問符がつくというお答えだと思います。

もう一つは、旧地区ごとにパーセンテージ、あるいはまた署名された人数を出すというのは差別的な要素が出てくるので、これは意識して回避したということで、これもまたむしろ、市民に対する思いというものが深ければ深いほど、致し方ないなど。ただし今、私も図らずも伺った関係で、天王は26名、昭和739人、飯田川は851名と、いわゆる旧町単位でいけば合わせて全体で1,616名と、これがまさしく市全体の民意というのは理解に苦しむと、あるいはまた疑問があるというのが市長の見解だということで受けとめさせていただきます。

それから3つめ、5つめの、4つめの質問でありますけれども、急な質問でありましたけれども、この5つの提案、予算の措置、あるいはまた積算というのは、現時点において不可能であると、こういうふうな見解だと思います。不可能であるということは、まさしく提案は住民団体からされましたけれども、その提案に値する、あるいはまた、その検討の今のところ余地がなかなかないという受けとめ方をしなければならないのかなと思います。

いずれに致しましても合併特例債、自主財源等、財政というものは行政の政策と不離一体なものであって、これから潟上市政を進めて行く中では、切っても切れない因果関

係、不離一体のものでありますけれども、今のこの時点においては新庁舎を建てた場合は合併特例債等々の活用を含めて約30億前後でもって、これはもう既に特集号等で市民の皆さんに周知しておるわけですが、この住民団体の提案というのは、全く、皆目、今のところ検討つかないという現時点での見解と受けとめたいと思います。

さらにもうひとつお尋ねしますけれども、市長のこの意見書の中で、住民投票条例というものが市民団体の方から提出された。これは地方自治法に基づいて粛々と出されてきて、それを受理せざるを得なかったという趣旨の説明がございました。問題なのは、市長の意見陳述の中の後段であります。この投票条例というのは、まさしくどれぐらいのパーセンテージ、住民の投票によってそれが条例としての意味を成すのかと、恣意的かどうか、いわゆる意図的かどうかわからないけれども、その投票のパーセンテージの提示がないと、住民側の請求に、そのことに対して甚だ大きな疑問を感じると。市長はおおむね喫緊の住民の選挙で示した市会議員の選挙68%前後が、おおむねいいのではないかとことをむしろここで載せてあるわけですが、もう一つは、その条例というのは地方自治法に基づいて請求なり設置ということになりますけれども、この我が市で条例を設置する場合は、これ潟上市の憲法として残るわけです。それが、市長の指摘がありましたけれども、わかるだけでも、議員の皆さんにも配付してありますけれども、8ページに具体的に記されてありますけれども、かなりの文言の問題、あるいはまた、さまざまな条例としての、果たしてこれが条例設置案として、あるいはまた条例の設置として、これはこれでいいのかどうかと、法律条項として、法律条件として。こういう言ってみれば不備のある条例案が提案されたわけですが、これは瑕疵があったり不備があったりするものは、潟上市の憲法である条例として、仮に可決されれば残っていくということが果たしてこれ法的にも、また執行者として、これ許されることだととらえておるのか、そもそもこういう瑕疵なり不備があるというものは、条例として受けつけはしたんだけれども、潟上市の条例として議決をあおいで設置するに値する、はっきり言って程度のものなのかどうか、この辺について、なかなか市長も見解を出しにくいと思いますが、むしろ我々議会の判断だよと投げかけられるかもしれませんが、まず一応、今の段階では提案者である市長から、それに対する所見というものを伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） まず、この条例については、一言一句、請求者からの条例案を皆

さんに提出したということで、そして私の意見に書いてある成立要件というものは、これは一番大切です。意図的かというわざわざ文言を使ったのは、この成立要件のパーセンテージが書いていないのと、仮にこれを実行した場合、一人でも二人でも有効になってしまうと。ですから、この成立要件というものは、どこの条例も明言されているということから、この成立要件としてこれがないのは果たしていかがなものですかと。重大な事項を決定するに当たり、その有効投票率がないというのはいかがですかということを書いたわけです。

最後に、このような瑕疵、あるいは不備のある条例が成立した場合、それがどうなるかというところまでは、私ははっきり言って意見書にこの条例をやる意志はないと、こう二度書いていますので、したがって、それ以上もそれ以下もないということです。

○議長（千田正英） 17番、再々質問。最後の質問です。

○17番（堀井克見） これ最後になります。

今、市長が一番後段の話になりますけれども、条例に非常にその不備、あるいはまた瑕疵があると。しかも、その投票率の意味というものをきちっと明記しておかないと、鴻上市の有権者約3万弱、2万8,000ぐらい、9,000ぐらいおると思うのですが、何人投票するか、何%投票するかにかかわらず、投票して例えば多ければそれが成立すると。まさしく民意が反映できない、いわゆる欠陥、著しい、住民投票条例が、そこで例えば議会の同意を得た場合ですよ、設置されてしまうと。大変危険のはらんでいるものだということがよくわかりました。ですからこの点についても、私だけ議員じゃありません。皆さん、19名の議員がおられますから、どのような見解をして、この後、採決行為、あるいはまた採決に臨むかわかりませんが、私はこの時点においては、この条例というのは、私ども議会で不備があり、そしてまた瑕疵があり、投票率等々の要件も明記されていない、非常にこの条例として検討するに、議会の我々が判断するにしても判断しづらい、しにくいレベルのものであるということをおの感想として申し述べながら、一応私の質問はこれで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 今、堀井議員の質問ということがありまして、今、条例の不備ということがもう大分問われていましたけれども、条例の不備はどこなんですか。私は余りよくわかりません。というのは、この投票条例そのものは、これは常設型の、いわゆ

る自治基本条例の中に、例えば川崎市とかそういうものであれば、これはその中に条件としてあれば、これはもう条例制定という格好になって、その内容は、結局これは拘束されるわけです、結果的に。ところが、この個別投票条例は、これは皆さんもわかるように、全く拘束されることはないのです、結果においては。ですから、結果において拘束されないで、結局これは、その結果によって拘束されないために、結局はそれを見て政治的な判断をします。その最終的な決断が、これが議会であるとなっておりますので、この例えば一般的には50%、投票率50%が一般的な形になっているようですけども。この投票の50%、あるいは何%ということに拘束される必要は、私はないと思います、最終的には。それが不備になるとは考えておりません。というのは、これは、結局は、その結果に拘束されない、それを判断するのは、その次の議会であって、その結果がどう出たか。例えば、50%でも、その半分があったとしても25%なわけです。だから、25%だったらこれは市民の投票の4分の1、市民の4分の1ですから、政治的判断をするときは、そんなに拘束される必要は全くないわけで。私はそこを考えながら、やはり最終的には議会が議決で決定すると、こうなると思います。ですから、その前に私は考えていたわけですけども、議会の声を、私たちは議会が最終的に決定するわけだから、それらを含めながら、みんなで話し合っ、そして議会の体制の方向を決めながら、考えながら、そして最大許容限度の中で、私たちは条例に対しても考えていった方がいいんじゃないかと、こう考えていましたけれども、そういう意味で、不備なところはどこかということ、よくわからないということ、今ちょっとよくわからないということ、で伺いました。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 8番さんにお答えします。

私はこの条例が不備とは言っておりません。こういうような間違いがあるというのは書いたとおりです。それ誤解なく。

それから、結果に拘束されないということは私も知っていますよ。ただし、この条例が制定されて、結果、実施されると。この結果というのは、ほとんど議会が左右されるという要件は間違いないと、こう思っていますし、最後に議会の体制を話し合うというのは大歓迎でございます、ひとつ。

○議長（千田正英） 8番、再質問よろしいですか。

○8番（伊藤栄悦） 今の私の質問に対しては十分理解できました。ありがとうございます。

す。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。14番。

○14番（藤原典男） この条例そのものもそうなんですけれども、陳述者の方がいろいろなご意見を述べておりました。これもやはりその陳述者のご意見も参考にしながら議員の方は判断すると思いますので、これに対する市長のご見解も伺っておきたいと思うんです。

1つはまず、高齢化に対応した政策であってほしいということをおっしゃいました。それから、私もこの地震の中で各旧3町の庁舎を回りながら、職員とも意見交換しながら何が必要なのかということをおっしゃいましたけれども、さっき菅原勉さんは職員間の連携、連絡は、携帯を使えば瞬時にできる、危機管理のとき、そういうことをおっしゃいましたけれども、ご承知のとおり何回かけても携帯電話は通じない、そういうことがあったわけです。これはやはり私は間違ったご意見だと思います。

それから、合併特例債について、福島原発と同じで、これからの特例債という借金が死の灰のように降り注ぐということもおっしゃいました。これについて私は、財政問題を心配しての発言だと思うのですけれども、庁舎を建てた場合にこの財政をどういうふうに組み立てていくか、借金を返していくか、特例債をもらいながら、ということではまず経過的なもので私はそんなに負担的なものはないと思うのですけれども、しかしそのように陳述者の方がこれから合併特例債、借金のように降り注ぐと、死の灰のように。これは私、どうなのかなと、違うのじゃないかなと思いますので、この点について議員の皆さんがしっかり判断できるように、市長から答弁をお願いしたいと思います。

それから、この中で市長は、民意の反映という点から住民投票が成立するための最低投票率の条文を設ける必要があるということで、先ほど堀井議員さんもお話しましたが、この点については私も非常に重要だと思います。10%、20%の投票率で、これからの潟上市の、もう重大なことを左右する、来た人だけでもう決めてしまえばそれでいいんじゃないかということは、私はこれは危険なことだと思うんですよ。ですから市長の言った、やはり直近の市議会選挙、一般の選挙と同等の投票率68%程度やはりないと、市民の民意が反映されないということも申されておりますけれども、この点についてももう少し詳しく私お聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 14番藤原さんの質問にお答えします。

まず、お二方との意見陳述についていろいろあったのですが、そのことについてのお尋ねですが、はっきり言って、今突然聞いて、もうメモするだけで精いっぱいでした。今言ったように特例債が福島原発で死の灰だということについてはメモしました。それと、アメリカからの主張でとか、これに合うようなもの、いわゆる意見陳述、いわゆる市役所建設反対の意見陳述としては、大方いかななものですかというのが第一印象です。

特に、広報に一人当たりの借金を載せていると。これは前にも載せていますよ。今回だけではないです。佐々木さんのあの陳述の中にね、これは合併協議会でも数字を出しているわけです。それから、説明が一方的で強行的だということも理解できません。それから、なぜここに豊川小学校が出てくるのでしょうかということもありました。それから、いろいろあります。議会もう少し変わってほしいというのは、これは私は関係ありませんけども。携帯電話も書いています。それから、市民の幸福を願うのは、別にお二方でなくても全部、ここにいる人全部願っているわけですよ。だからこれも理解できないと。それから、権力の方法についても、私はお二方よりもずっとずっと自粛しているつもりです。

したがって、住宅をやるとかクリーンセンターをやるという、一部なるほどどうなずける意見もありました。全て否定するわけではないのですが、今後の参考にするような意見もありましたし、あとは潟上市以外は慎重であるというような佐々木さんの論法も私は当たらないという感じがしますので、誠に申し訳ありませんが、ただ印象だけ今申し述べて、後であの意見陳述の原稿をいただいて、後で私の意見というものをまとめたいと、こう思います。

- 議長（千田正英） 14番。
- 14番（藤原典男） 投票率についてのお考え、宜しく申し上げます。
- 議長（千田正英） 石川市長。
- 市長（石川光男） すみませんでした。

この有効の投票率については、私は、ただ、このような重大な条例の制定する、条例案の中で、この結果を左右する有効投票の数が示されていないのはいかがですかと、これを書けというようなことではありません。こういう重要な問題で、この条例で投票率が何%以上有効であるとかというものを書くのが普通じゃないかと、こういうような考えで書いたものです。

- 議長（千田正英） 2番大谷議員。

○2番（大谷貞廣） 私は、まず、この条例というやつは、本庁舎建設に関する個別条例なわけです。これって、庁舎うんぬんということは、まず合併協にさかのぼって、対等であって、互譲と、こういう中でいて協定事項としてこうあるべきだよと、それで皆さん、3町で発足したのが潟上市ですよ。そうじゃないですか。

それでなおかつ、いいですか、平成21年3月27日、潟上市役所庁舎建設調査検討特別委員会報告書というものが出ております。これも全域に公表されております。投げないで持っている人は、家へ帰って十分ご検討してください。というよりも、ここで結論づけております。どういうことでこれを急がなければいけないかと、そういうことを明解に、こういう報告書を出しております。

それに先立ちまして、今回私は、この大震災というものは、いつあるかわかりません。天王庁舎の危機管理、危機管理の体制、危惧されているよと、こういう一般質問をしております。その後、こういうことが起きてしまった。自然災害というものは、いつどこで、どういう具合になるかわかりません。今の現実の問題でも、日本は相当、国の話を言って申し訳ありませんけれども、危機管理というと技術を最高のレベルでもっているいろいろなことをやっております。それでも対応できなくて大変なことになっておるようです。これも推測なのですから。そうすれば、危機管理というものは、いくら先取りしても自然のものには勝たれないんです。そういうことを危機管理、財政のことも危機管理になりますけれども、こういうことも含めて、この庁舎建設調査検討特別委員会の報告書がそういう方向を結論づけておりますので、私はこの個別の庁舎建設うんぬんというものは、先ほど市長が意見書を添えております。明解なことを言っております。私は大賛成でございます。

以上でございます。

すいません、討論ではございません。意見でございます。失礼しました。意見でございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。18番。

○18番（藤原幸雄） かなりご意見が出つくしたようでございますが、先ほど市長から、いわゆる今回の地震でもって、いわゆる危機管理ということで大変強調されました。私も市長の行政報告を聞きまして、本当に感銘を致したところでございます。

といいますのは、皆様もご案内のように、11日、ここで市長をはじめ部課長がみんないたので、スムーズに問題なく、しかもまた、ここで被害がなかったということもござ

いまして、まさに「備えあれば憂いなし」、よくやったと思います。そういうことから致しまして、先ほど藤原典男議員も言われました。潟上市はこのとおりのコンパクトな地域でございまして、携帯電話うんぬんと言われました。携帯電話じゃなくても普通の電話であっても、いくら東京でも大阪でも1分で掛けられます。しかし、隣にも掛けられなかったというのが今回の地震であったと思います。そういうことから致しましても、まずこれは喫緊の課題だと。やはり、逆にこの庁舎問題に手をつけないで、合併する時は10年以内にやりますよと言いながらも、逆にこの庁舎問題に手を触れない市長であれば、私はこれはリコール問題だと思います。逆に私だけでなく市民も非常に怒るかと思いますが、やはり市長は何と言っても市の代表でございまして。また、合併の特例債を使うということは、これは市長のみならず、合併協議会で加わった方々がみんな異口同音で賛成をしておるところでございまして。

先ほど、菅原さんから、いわゆる国の財政うんぬんと言われました。私もよく聞いております。当時は秋田県知事は寺田県政でございましたが、いち早く合併を推進したのが寺田知事でございました。それはなぜかと言いますと、やはり財政の問題で、このままでいけばうまくないと、やはり首長さんが多いと、なるべく合併をしてくださいということで推進をしたのが当時の自民党政権でもあったと思います。そういうことから致しまして、そんなにまた我々地方自治は、国の財政は全然心配しないということではございませんが、やはりそれに与えられたその職務を遂行するというのは、市長はじめ我々の任務だと思いますし、私どもは前にも申し上げましたように、この10年間で合併特例債を使って庁舎建設に対応するということが当選をされた一人でもございまして。そういうことから致しまして、やはり庁舎建設は喫緊の課題だと思いますので、私は、市長の言うことには全然問題はないと思いますが、市長、この点について何かご感想でもあったらひとつお願いします。やはり庁舎建設が必要だということをやはりはっきりしていただきたいと思いますが。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） これについては、私はこの条例、いわゆる住民投票をやって賛否を問えという条例は必要ないと、再三言っていますので、それを答えにかえさせていただきます。

○議長（千田正英） あくまでも議案に対しての質疑をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 先ほどの市民の会の代表者2名の発言をお聞きしましたけれども、まず私は感じたことは、この既存的なものに相当愛着があって、それに流されているような感じが致します。その証拠と致しまして、例えば潟上市の有権者2万8,944名、この中で6%、署名者が1,611名、その中で天王地区が26名、0.09%、昭和地区が739名で2.55%、飯田川が851名で2.94%と、こうなっておりますので、これは要するに市民が平等にこの庁舎問題を考えていないということだと思っておりますので、要するに、その地区からその庁舎が消えるのではないかという、そういう愛着心の中でのこれは結果だと思ひまして、要するに民意が平等に反映をされていないというようなことだと思ひますので、この点について市長のお考えをお聞きしたいと思ひます。これが1点めです。

それから2点めですけれども、まずこの新庁舎建設計画中止、あるいは現有施設活用を求める陳情ということで市民の代表者からこの陳情が出されておりましたけれども、これは議会が約6カ月間にわたりまして審査あるいは精査をしながら出した結論が、これは不採択であるということでございます。

まず、この庁舎建設に関しては、これは合併時の市長の報告にも意見書の中にもありますように、合併時の契約であります。それで旧3町でそれぞれ、私も当然おりました。そこで議決されておりますので、これは、我々議会は市民の代表でありますから、責任持ってこれをやはり新庁舎に向かって成し遂げていかなければならないと強く思うわけでございます。

それから、先ほど市民の代表の方から財政のことも伺いましたけれども、この分庁方式に致しますと大変不経済であります。年間約、これは一般質問でも出されておりましたように5,000万円くらいの無駄なお金がかかっていくわけです。ですから、そういう財政のことを心配をするならば、そういう無駄なお金がかかるというようなことでございます。

また、つい11日の、あの東北、関東大地震ですけれども、あのときもちょうど今回の一般質問でも出ましたように、危機管理がスムーズに効率的に行われたいということもございまして、私はできるならば、この新庁舎はこの潟上市のシンボルにもなりますし、また、今、潟上市は人口減少になっておりますので、そういう新しいシンボルをもって市街地を形成していくのは、潟上市にとりまして本当に活性化につながりますし、人口増加にもつながると思ひますので、この住民投票条例制定には反対するものでありまして、その点を今の市長の答弁は恐らくこの1,611名のことと思ひますけれ

ども、このことについてひとつご答弁をいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 15番、答弁を求めますか。

○15番（西村 武） はい。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 15番西村さんの質問、1点めとなると思いますが、これは17番の堀井さんと重複すると思いますけれども、先ほど堀井さんについては0.09%と答えました。同じです。今、逆算してみました。2万8,944名のうち1,611人が署名していると。残りは2万7,328人が署名していないということは、やはりこの民意の反映ということでは疑問であるということです。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。まず、原案に反対者の発言を許します。

17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 私から議案第39号、潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例制定について、条例の制定に断固反対する立場から討論を致します。

私は住民投票条例の制定を求める市民団体から請求が行われたという話を伺いました。市議会、そして市当局、それに対して、もはや市民の声を代弁する機能を果たしていないのではないか、負託に答えていないのではないか、自分たちのことは自分たちで決めるんだ、そういういわゆる二元代表制に対する市民からの痛烈かつまた直接的な批判、メッセージであり、いよいよ議会の存在が問われているのかな、深刻な事態に至ったな、これは、そして大変な事態だ、正直そのように思いました。恐らくここにおられる議員各位も、そのように思われたと思います。

ところが、ただいま陳述をいただきました。請求団体から市へ提出された請求要旨を、またよく読んでみました。そのようなことではないことがわかりました。いわゆる議会に対しては敬意を表すると。議会に対する直接的な批判でないということがわかりまして、ほっとしているところであります。

さて、今回、条例制定を請求しております明るい潟上市をつくる市民の会、この会、この団体は、昨年6月に幾つかの根拠をもとに、とりわけ市の庁舎建設による財政的な懸念というものを強固に主張した団体であります。新庁舎の建設中止を求める陳情書

を本会議に提出致しました。議会では、それを受けて、総務文教委員会、さらには庁舎建設調査検討特別委員会で慎重に審査を致しました。その結果、既に皆さんもご案内のとおりであります。12月定例会で陳情書を16対3という圧倒的な数で不採択に致しております。いわゆる議会としては、庁舎建設を反対するということは認められないということをはっきり意思表示したのであります。

今回の条例の制定の請求は、陳情が不採択されたことに対して、市民の声が議会に正しく声が届いていないのではないかと懸念が多くの中にあると、再度先ほども申し上げましたが、5つの提案を添えて条例の請求をする、そういうものであります。我々の主張を、今度は住民投票で決着していただきたい、こういう主張であります。そういう内容、趣旨でありますから、議会が陳情の趣旨を理解をしてくれないなら、もう一度細かく提案をつけ加えましょうと、こういうことでもあります。今度は条例の制定をお願いします。簡単に言えば、陳情の願意がかなわなかったために、今度は条例の制定によって自分たちの主張を通そうとする方途であります。

まず、制定の請求趣旨の根本、根底は、どこにあるのでしょうか。庁舎建設による将来的な財政状況の悪化の懸念、ここに集約されます。これはもはや皆さんに改めて私から詳細に説明する余地もありません。というのは、このようなことは、既にもう懸念されていなかったのであります。これは昨年12月定例会の陳情審査のときの反対討論の中で、ここでもおられますけれども、中川議員も明確に申されました。財政、そのような懸念はされるような状態ではない、状況ではない、明確に明言をしております。恐らくその言葉に代表されるように、我が市における庁舎建設にかかわる財政的な問題というものはないというのが議会議員一致した見方ではないかなと私は推測を致します。これはむしろ明白な事実ではないかと思えます。いわゆる財政上の問題があって、市民投票の条例の設置を要求するといういわゆる基本が私は成り立たない、今現状にあるのではないかなということを皆さんに申し上げたいと思えます。

5つの提案は、先ほど市長から説明もありました。膨大な予算となり、今の時点、現時点では、もはや実現の可能性もなく、あるいはまた提案の余地もないという趣旨の発言でした。全く積算もできない、言ってみれば今の時点での請求であるということが先ほど私の質問に市長は明確に答えられました。

何よりも、この提案は本庁方式ではなく分庁方式の推進を経費の削減の観点から強力に主張しておる内容でもあります。分庁方式の弊害、あるいは問題点については、市よ

り我々議会に対して再三説明をされております。また、市民にも広報等を通して、広く何遍となく、しかも広報の特集まで組んで知らされておるのが現状であります。そして、この度の市長の意見書の中にも皆さんにご配付のとおり、しっかりとうたわれております。

いま一つ、再三これも今、お話になっておりますけれども、さらにつけ加えるならば、今回の東北関東の大地震の際の対応も一つの大きな事例であり、今後の進め方のポイントになろうかと私は思います。幸いにして議会の開会中でありました、11日は。市長以下部課長幹部が一堂に会しておりました。我々議員も含めて。直ちに、速やかに指揮系統が立ち上がりました。しかしながら、伝達系統はどうであったでしょうか。3庁舎間で電話がスムーズに通じたでしょうか、市長。インターネットの時代です。インターネット、あるいはまたテレビなど、外部のマスコミ等々の情報伝達手段は、恐らくほとんど絶たれたはずであります。議員の皆さんも、恐らくこの事実は承知のことと存じます。つまり、分庁方式では災害時の対応に大きな問題を抱えておるということが、この11日発生の地震において図らずも露呈されたこと、これは誰も否定できない事実であります。

次に、議会に我々の声が届いていないという多くの市民の声をもとに、今回条例の設置を立ち上げたという陳述者の意見であります。今回の請求が先ほど来議論されておりますように1,616名であります。署名の方がですよ。そして、これは自治法に定められた条例制定請求の50分の1の条件はクリアしております。しかしながら、果たして多くの市民からのものと言えるでしょうか。いわゆる市民全体、総意と言えるでしょうか。先ほど市長の答弁は、大きな疑問符がつくと。逆に言えば2万7千幾らの方々が署名をしていないということを感じて述べておりました。住民請求による直接投票は法に定められたものでありまして、これはよく他県、他市にもありますが、おおむね議会の解散請求、名古屋でありました。それから、市長の解職などの請求、九州の阿久根市でありました。いずれも有権者の3分の1、本市でいえば9,600名以上になりますけれども、署名が必要であります。単純な比較はできないものでありますが、1,600人がその数字に比較して6分の1に過ぎません。どう考えても条例をして、さらに1,200万円も1,300万円もの貴重な税金をかけて、50日も60日も無駄な日にちを費やして選挙を求める声、これ今、市民の声でありましようか。私には市民全体のものとは、どうてい判断できないものであります。

表現がやや適切でないかもしれませんが、今回のこの提案、5つの提案をもって庁舎建設に断固反対する市民の声が、いわば1,616人集まったという事実は認めますが、それ以上の何があるのでしょうか。今の状況では、そう判断せざるを得ないのであります。

さらに、先ほど市長から説明がございました署名の内容であります。私も今、質問を致しました。一部の地域に大きく偏っております。まさに極端の極みであります。具体的には、昭和・飯田川の800幾ら、700幾ら、そして天王地区に至っては26名ですか、ほとんどいないと言っても過言ではありません。これがどうして市民の民意と我々が参酌できましようか。語るに及ばずであります。

これは、この団体から昨年の6月に提出された陳情書につけられた署名とほぼ同じ数であります。市民全体の意向、民意、総意とは判断できないものでありますことは現実であります。そしてまた、そこには、これも大変失礼になるかもしれませんが、どうも地域のエゴ、地域の主観、地域のエゴというものが若干あるのかな、あるいはまた利害関係の意識が若干あるのかなということを大変恐縮ですが、一般的にはやはりそう見ざるを得ないのであります。

このような懸念される内容の署名を、そのまま市民の声、民意として鵜呑みにして条例を制定することは、極めて私は逆にですね危険であります。それこそ最悪の場合、地域を二分する結果、あるいは三分する結果になって、合併とは一体何であったんだろう、あの6年前の熱気は何であったんだろうということになりかねません。議会には決してそういう方向に導いてはいけないという使命がございます。合併の意義、あるいは合併の信義というものを住民に自らお手本となって示していかなきゃならないのが我々議会、議員の私は一番大事な仕事ではないかなと今思っております。条例を制定するということが、恐らく地域を二分、三分する手順を、逆に我々議会が導き、お膳立てすることになるのじゃないかなと私は大変心配をしておるわけでありまして。この点を我々議会は、そしてまた同僚の議員の皆さんから、十分に認識していただきたいし、我々は認識をしていかなければならない、そう思うのであります。したがって、この条例の制定は、断固として到底認められないということを、私はきっぱりと皆さんに討論を通して訴えたいと思っております。

最後に、今回の条例は、市、そしてまた市議会に対する批判が直接の根本にあると私は思いたくありません。ただし、この団体からこのような請求が行われたことは、市当

局も市議会での説明が市民に十分に伝わっていないのではないか、また、今、進めていることが正しく理解されていないのではないか、そういうことは私ども議会は、また当局は、真摯に受けとめなきゃならない一つの反省材料であるかもしれません。市長は庁舎の建設について、これまで以上に市民に情報を公開し、そしてまた市民の声を聞くと再三再四申されております。今日の意見書の中でも固く約束されました。議会に対しても、またこれまで以上に丁重に説明と、そしてまた協議の姿勢を示しております。この言葉を議会も胸襟を開いて率直に受け入れようではありませんか。さらには、議会もまた昨年引き続き今年度23年度も実施する予定であります議会報告会において、庁舎建設に対し、市民の皆さんと膝を交じえ、同じ目線で説明責任をみんなですっきりと果たしていこうではありませんか。市民の声にこれまで以上に耳を傾けていく、そしてまた一歩踏み込んで取り組みが必要ではないかと強く私は今ここで感じております。どうかひとつこのことは、私はこの議場の場で議員の皆さんに訴えたいし、そしてまた改めて提案を申し上げたい、そういうふうに思います。

請求団体の考える根拠、あるいはまた提案は、先に提出された陳情書と内容はほぼ何ら変わっておりません。しかしながら、陳情審査のときと状況は私はほとんど変わっていないと思います。いわゆる12月に結論出た段階から、まだ3カ月も経っておりません。ほとんど状況が変わっていないということでもあります。むしろ状況によっては、前向きに私は進んでいるところがあるのではないかと思います。市は議会の指摘を受けて、新年度、11日の本会議でありますけれども、市民の声を聞くために候補地選定の委員会や庁舎跡地検討委員会を設置し、より民主的な手法を推し進める姿勢を明確にお示しになりました。そしてその予算というものを我々議会も満場一致で議決を与えたのであります。このことの重さを改めて皆さんからかみしめていただきたいと思います。

本当に住民投票が必要なのは再三申し上げて申し訳ないですが、多くの市民から投票を望む声が決定的にあるとき、また、もはや議会ではもう判断できないと、直接市民の判断を仰がなければならないという状況が醸成されたとき、そしてまた一方においては、市当局でもそのようなむしろ判断を求めようとしているとき、この決定的な3つの条件がきちんと整ったときこそ、初めて法的に認められておる住民投票という制度を実施すべきであります。安易に住民投票に飛びつくのは、決して得策ではありません。市当局、市議会のすべての、もう策を尽くして、万策を尽くした、万事を尽くしたというとき、いよいよ最後のときに用いるものであり、今はその状況では私は全くないと思います。

まだまだ市当局も我々議会も、やること、やるべきことがある、こう私は確信を致しております。今回の条例制定については、どうかそのような観点から、各議員の特に地域性、各議員の地域性がいろいろありますので、悩むところもあるでしょう、各議員においては。その地域性をどうぞひとつ排していただきたい。そして、もちろん議員個々の主観、感情というものをきっぱり排していただきたい。そして大所高所から3万6,000潟上市民の将来の発展に向けて、後顧の憂いの残らないような、まさに議員の選良としての大所高所からの判断を皆さんに私は求めるものでございます。そして、どうかこの庁舎の建設問題については、現実的で、しかも客観的な事実をしっかりととらえて、冷静に希望に燃えて将来へ進めるようなご判断をいただきますことを議員各位に付してお願いをするものであります。

以上をもちまして私の討論と致しますが、どうぞひとつ皆さんからご賛同いただき、条例の制定については反対をしていただきますように、最後に強く強く切にお願いを申し上げます。長時間にわたりましたが私の反対の討論とさせていただきます。

どうも皆さん、ご清聴ありがとうございました。終わります。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） はじめに、11日本会議中に発生した東北関東大震災に見舞われた皆様に衷心よりお見舞い申し上げ、早期復興を期待するものであります。

また、亡くなられた多くの方々に哀悼の誠を捧げ、衷心よりご冥福をお祈り申し上げるものでもあります。

さて、私は本議案については、可決すべきものとの立場で意見を申し上げます。

先ほど陳述者のお二方から意見陳述がありましたが、全く述べていましたことに私は賛同できるものであります。1,616人も市民は、要旨に呼応して署名に応じたものであり、自らの意思をあらわすことを投票行動にできると期待してのものと推察致しているところでもあります。

こうした市民の意思、意向の確認、声を聞く機会でもあると考えたとき、議会としてはその行為を無にすることはないのであると考えるものであります。法で認めた数を3倍近くも大幅に超えたことにも、市民は個々の意見を持ち合わせているものであり、しかも拝聴するところでは、1月14日に開始した運動が県議会選挙の関係で50日前の2月8日には制限され、中止せざるを得なかったようであります。わずか15日間の1月末には法定数を超えたことで切り上げたものと伺いました。市民の声がこの度の直接請求に駆

り立てたようでもあります。

議員各位におかれましては、選良としてのこともありまじょうが、今、国会では通常国会に提出する地方自治法改正法案の中に、必要な署名数を引き下げるほか、投票の結果、法的拘束力を持つものに改正の方針であることが政策情報として報道されており、市では今年度中にも自治基本条例をご提案すると検討中のこととは存じますが、自治基本条例の中にも市民の権利として住民投票について明記されると予想しております。その前段として、ここはひとつ賛成・反対の択一であります。議会には議会の立場から、庁舎関係の意向調査など、投票所の入り口でアンケート調査などを計画され、市民の負託に応える機会としてはいかがでしょうか。議員各位のご賛同を期待して賛成の立場からの意見と致します。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。原案に反対者の発言を許します。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 潟上市新本庁舎建設に関する住民投票条例制定について、反対の立場から述べさせていただきます。

1月25日の潟上市議会臨時会において、市民の意見を聞く必要があるとの議会の意見を受けて、新庁舎候補地選定委員会と現庁舎等利活用検討委員会を立ち上げることになりました。人選等については、もう少し幅広い人選を考慮していただき、市民による市民のためのまちづくりを、それぞれの委員会で十分な討議をして納得のいく結論を出していただきたい。

また、庁舎建設基本構想のあとがきに、実際の設計や建設に当たり、その規模や機能、必要面積等については、さらなる調整・検討を加えながら、より効率的な市民サービス提供するための庁舎とありましたとおり、さらなる調整・検討をお願いし、市民にわかりやすい情報提供をお願いしたいと思っております。

そこで、住民投票ですが、市民の声を反映させるために、理想的で最たる手段であるとは思いますが。署名を致しました1,616名の市民の皆様のお心も十分理解できますし、そのお気持ちを尊重したい思いでいっぱいではあります。住民投票をすることにより、結果が僅差であった場合、住民間に感情的な対立を残さないかという大きな点でもありますし、私が一番懸念している点でございます。また、重要問題の解決を住民投票に委ねることは、議会および長の責任回避であるという以上の点から反対とさせていただきます。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 賛成討論を致します。

結論的には、憲法と法律に基づく市民の権利である直接請求制度に基づき、新本庁舎建設に関する投票条例制定に賛成致します。

庁舎建設については、基本構想が策定されてから庁舎建設地の決定もないまま延び延びとなっておりました。行政当局の庁舎建設の推進決定のプロセスにも若干の不透明な点があり、議会においても特段の検討・提案のないまま時間が経過し、当局が新庁舎建設A・B・Cを提示した段階で初めて庁舎建設特別委員会を設定し、検討するという状況でありました。

私は、特別委員会委員長として庁舎建設地を決定し、どのようなまちづくりの将来像を描き、当局に提案すべきであるかを議論したいと考えておりましたが、特別委員会の目的が研究・検討という制約のもとで、当局の資料説明に対し質問をし、委員会で検討をするという段階にとどまり、その内容の報告となっておりました。その段階で庁舎建設地を議会としても検討し、当局と協議し、方向性を決定すべきであると考えていたわけですが、そのこともなく時間のみが経過して今日に至っているわけであります。

行政当局の庁舎建設の推進決定のプロセスとか議会の対応にも、私は若干の問題があったのではないかと、そのことが合併6年目を迎えた現在、行政、議会に対する市民の不信のあらわれとなって新本庁舎に関する投票条例制定要求となっているかとも考えます。新庁舎の位置の決定には条例改正が必要であり、その成立には全議員の3分の2の賛成を要すること、この投票条例は個別住民投票条例であり、仮に住民投票が実施されたとしても投票結果には拘束されることはなく、尊重する、あるいは参考にするという段階にとどまり、最終決定は議会の議決に委ねられることを考えるとき、条例制定前に全議員による自由な討論、協議を行うことにより、議会としての方向性を導き出せるのではないかとの思いから、提言したが、結局、会派あるいは個人の判断に任せるという結論になったということでありました。したがって、今日ここに至って憲法と法律に基づく市民の権利を最大限に尊重し、住民投票条例を容認し、市民投票を実施、その結果を参考として最終議決にすべきと考えます。この問題をいつまでも引きずることなくピリオドを打って、大きな視点に立って議会、行政の協働の力によって合併の理念、夢のある将来のまちづくりに向けて邁進するためのよい機会であるにとらえ、住民投票条例制定に賛成するものであります。

終わりに、この問題は庁舎建設に賛成するとかしないとか議員個別の問題とは関係なしに市民の意向を参考に、議員としての議決行動に結びつけてほしいと存じます。議員皆様の賢明なるご判断をお願いし、賛成討論と致します。

○議長（千田正英） 次に、原案に対する反対者の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 提案されております潟上市新本庁舎建設に関する住民投票に関する条例制定について、私はこの条例は作るべきではない、反対という立場から討論を行いたいと思います。

広く議会や市が市民の声を聞いて、それを行政に生かす、それを私、否定するものではありません。しかし、今回の提案されております条例の中身、いろいろ精査しました。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、意見書の中で最低投票率がどういう状況の中でこの条例が成立するのか、市長は68%、直近の市議会議員選挙の同程度のものであればいいということを意見として述べました。私はこれは重大なことと思います。市民の方が、ほとんどこれはもう決まったことだから投票に行かないとして、例えば20%、30%の人が投票した。その中での賛成・反対、これが本当に民意が反映される結果になるでしょうか。その点では、この条例の投票した後での成立案件、条件というものについては、重大な瑕疵があります。

そしてまた、この賛成・反対の結論を議会、そしてまた市当局が尊重しなければいけない、そういうことになれば、本当に重大なことと私は思います。投票率の成立案件のところがない重要な瑕疵のある条例案、私はそのように思います。

そして、この条例案については、条例制定の要旨、これ見ましたが、これはただ単に建設が反対か賛成かの投票をやる条例じゃない、この要旨については先ほど討論の中でお話しましたけれども、一つは天王庁舎は第1庁舎として現公民館敷地内に公民館と統合すること、2つめは飯田川庁舎の問題、教育委員会、2階は図書館にすること。3つめは、第2庁舎を昭和庁舎にすること。そして幼保教育の問題では、この庁舎と直接関係はないと思われる二田保育園は天王幼稚園と統合すること。改築すること、そのようなことも述べられております。もし賛成多数であれば、今後議会も、そしてまた市当局もこの5つに沿った内容で行政が動いていく、これは先ほど市長も言いましたけれども、そういうことは考えられない。私もこの賛成が多数であれば、この5つのものに縛られる、こういう結果が生むようなその投票条例の内容になっているわけです。条例制定の要旨がそのものです。ですから私は、このことについても行政的な今後の問題につ

いても非常に問題がある投票条例になっている。ただ単に建設がいいのか悪いのか、これであれば検討の余地もありますけれども、それに付随する5つのことをやらなきゃいけない、これが問題なわけです。そしてまた、この5つの点については、先に総務委員会、そしてまた特別委員会でいろいろ議論しました。私も総務文教委員の一人として、お二人の陳述人の方からいろいろなことを趣旨を聞きました。その一つの中には「各分庁舎の窓口で、最低どんな業務を残さなきゃいけないと思いますか。」と聞きました。

「それは市当局や議会が考えることだ。」、いろいろなことについても、「それは市当局や議会が考えること」、そのような無責任な発言の中で、この5つの案を出して、具体的に何をやろうとしているのか明確でない。これを投票条例と結びつけるのは、私は無理があると思います。

そしてまた、その結論では、出されている制定の要旨、これは私たちが議会の中で16対3ということで否決した内容でございます。議員の皆さんは知っていると思いますが、その時もいろいろな議論をやりましたけれども、議員としてその時の自分の決定、そして今また、自分がどのように投票するのか、これはこの制定の要旨を見ればわかりだと思います。そのときに賛成・反対しながら、この場ではまた別の態度をとる、これは議員としては、やはり市民から見ればおかしいのではないかと、議員は一貫した態度を私はとらなければいけないと思うわけです。ですから、これに賛成しようとしている議員の皆さん、本当にもう一回この条例制定の要旨がどういうものであるかお考え願いたいと思います。

以上のことから、私はこの条例は制定すべきではない。そしてまた今必要なのは、市民に対して市当局が庁舎建設を本当にこういうことでやる、膝を交えて今やっていくべき時ではないのか、そういうふうな私、要請も含めまして、この条例には反対するつもりでございます。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番中川議員。

○1番（中川光博） 私は、原案に賛成する立場から賛成討論を行います。

私の趣旨は至って簡単です。皆さんに聞きたいと思いますけれども、成熟した市民社会とは何でしょうか。成熟した行政、成熟した議会、成熟した市民、私はこのことを皆さんに聞きたいと思います。

成熟しつつあるこの市民社会、この形はどういうものでしょうか。私は、潟上市の政治理念、これは市長が度々申しております。私も大賛成であります。市民による市民の

ための政治、市民満足度最優先の政治、このことが政策を通じてしっかりと実現されていく市民社会、これが成熟した市民社会と言えるのではないのでしょうか。そのときに行政、議会、あるいは市民、この三者がそれぞれどういう役割を果たしていったらいいのでしょうか。今回の市民投票条例は、まさに市民が自らの立場をしっかりと法に保障されたもとの、ある意味では権利として、しっかりと主張したいという旨の議論でございます。私はこれを拒むには、かなり相当な大きな理由が必要だろうと考えております。まだまだ我々の潟上市は成熟していないかもしれません。しかし、成熟した潟上市に向かってしっかりと一步一步、歩みを進めなければなりません。そういう意味では、市民に法のもとにしっかりと与えられた権利をしっかりと行使していただく、このことは何も、ただ単に市民の意見を聞くというばかりではなくて、まさにこれからは市民にもしっかりと責任を持っていただくと、こういう大きな機会になっていきます。と同時に、それ以上に我々議会が市民からしっかりとその存在意義を問われることにもなっていきます。そういう大きな観点から、私はこの今回の住民投票条例にしっかりと賛成するものです。

以上です。

○議長（千田正英） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論を打ち切りたいと思います。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立少数です。したがって、議案第39号は否決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

これをもちまして平成23年第1回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも大変お疲れさまでした。

傍聴者の皆様も御苦労さまでした。

午後 3時46分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 西 村 武

〃 署名議員 鈴 木 斌次郎